

生殖補助医療治療費補助金 Q&A (R6.4)

Q1. 生殖補助医療治療費補助金は、どんな治療が対象になりますか。

A1. 初めて行った生殖補助医療（体外受精・顕微授精）で、採卵準備のための薬品投与の開始等の日から妊娠の確認に至るまでの一連の治療が対象となります。

※保険診療および先進医療に限ります。

※妊娠の有無は問いません。

Q2. 治療前に何か手続きが必要ですか。

A2. 高額療養費制度の「限度額適用認定証」をご自身が加入している公的保険で交付してもらい、医療機関へ提示して受診してください。

また、「限度額適用認定証」は補助金申請の際の必要書類となりますので、申請時にご持参ください。（返却等が必要であれば返却前にコピーを取り、コピーをご持参ください。）

※マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合はQ3をご覧ください。

Q3. マイナンバーカードを健康保険証として利用していますが、高額療養費制度の「限度額適用認定証」の交付は必要ですか。

A3. 「限度額適用認定証」の交付を受ける必要はありませんが、治療前にマイナポータルより健康保険証情報を確認し、CSVをダウンロードして印刷したものを補助金申請の際にご持参ください。

Q4. 高額療養費制度の「限度額適用認定証」の交付を受けずに治療を始めましたが、補助金の申請は可能ですか。

A4. 可能です。

補助金申請の前に「限度額適用認定証」をご自身が加入している公的保険で交付してもらい、補助金申請の際にご持参ください。

※医療機関へ「限度額適用認定証」を提示せず受診し、限度額以上に医療費を支払った場合、後日公的保険から返還してもらうことが可能なため、補助金はその部分を差し引いてのお支払いとなります。（補助金額は限度額適用認定証を参考に豊橋市で算出したものになります。）

Q5. 1人目の時に生殖補助医療（体外受精・顕微授精）を受け、今回、2人目でも治療を考えているのですが、対象になりますか。

A5. 初めて生殖補助医療（体外受精・顕微授精）をされた方が対象のため、対象外と

なります。

Q6. 相談する専門窓口はどのようなところがありますか。

Q6. こども保健課内に不妊や不育について専門的な相談ができる窓口があり、不妊カウンセラー等が随時相談に応じるため、補助金申請と同時に相談することもできます。詳細はホームページをご覧ください。